

青森県消防広域化推進計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日消防庁告示第33号）の規定に基づき、本県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「県消防広域化推進計画」という。）を県が策定するに当たり、関係者の意見を聴くとともにコンセンサスの形成を図るため、青森県消防広域化推進計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について検討等を行う。

- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3) 広域化対象市町村の組合せ
- (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- (7) その他市町村の消防の広域化の推進に必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる委員をもって組織し、委員は、知事が委嘱又は任命する。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、座長は委員の互選により選任する。

- 2 座長は、検討会議の事務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 座長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議が所掌する事項の調査研究及び連絡調整を行うため、検討会議に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる部員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、青森県危機管理局消防保安課長をもって充てる。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した部員がその職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が主宰する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、会議に部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 検討会議の委員及び部会の部員（以下「委員等」という。）の任期は、平成31年3月31日までとする。

- 2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 検討会議及び部会の事務局は、青森県危機管理局消防保安課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

(別表 1)

青森県消防広域化推進計画検討会議委員

分野	所属	職名
市町村 (2人)	青森県市長会	会長
	青森県町村会	会長
消防本部 (11人)	青森地域広域事務組合消防本部	消防長
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
	五所川原地区消防事務組合消防本部	消防長
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長
	三沢市消防本部	消防長
	下北地域広域行政事務組合消防本部	消防長
	つがる市消防本部	消防長
	北部上北広域事務組合消防本部	消防長
	鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	消防長
	中部上北広域事業組合消防本部	消防長
消防防災関係 団体及び学識 経験者 (5人)	青森県メディカルコントロール協議会	会長
	公益財団法人青森県消防協会	会長
	青森県幼少年女性防火委員会女性防火部会	部会長
	東北町消防団東北さくら分団	分団長
	青森公立大学	教授
青森県 (2人)	青森県危機管理局	局長
	青森県総務部市町村課	課長

(計20人)

(別表 2)

青森県消防広域化推進計画検討会議専門部会部員

分野	部員の構成
消防本部 (11人)	県内各消防本部が推薦する担当課長等
青森県 (3人)	青森県総務部市町村課総務・行政グループマネージャー
	青森県危機管理局消防保安課長
	青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループマネージャー

(計14人)